

## 平成 27 年度第 1 回香川県後期高齢者医療広域連合懇話会会議概要

- 1 日 時 平成 27 年 9 月 2 日 (水)  
午後 2 時 00 分から午後 3 時 45 分
- 2 場 所 ホテルマリンパレスさぬき 3 階 会議室「屋島」
- 3 出席者
  - 【委 員】 豊島委員、谷委員、藤本委員、高木委員、本田委員、荒木委員、木村委員、松尾委員、土草委員、森委員、久米川委員  
(欠席者 高嶋委員)
  - 【事務局】 原田事務局長、岡田事務局次長兼総務課長、氏家事業課長、高橋総務グループリーダー、吉田資格管理グループリーダー、矢野保険料グループリーダー、尾崎医療給付グループリーダー、田中保険事業グループリーダー、小河主事
  - 【 県 】 中野副主幹
- 4 次 第
  - 1 開 会
  - 2 挨 拶
  - 3 議 題
    - (1) 平成 27 年度香川県後期高齢者医療新規保健事業について
    - (2) 平成 26 年度香川県後期高齢者医療事業の状況報告について
    - (3) 平成 28・29 年度における保険料率について
    - (4) 香川県後期高齢者医療広域連合における個人情報保護の対策について
- 5 懇話会会議の経過等
  - (1) 平成 26 年度香川県後期高齢者医療事業の状況報告について  
資料に基づく事務局からの説明と、それに対し委員から意見等があった。
  - (2) 平成 27 年度香川県後期高齢者医療新規保健事業について  
資料に基づく事務局からの説明と、それに対し委員から意見等があった。

(3) 平成 28・29 年度における保険料率について

資料に基づく事務局からの説明と、それに対し委員から意見等があった。

(4) 香川県後期高齢者医療広域連合における個人情報保護の対策について

資料に基づく事務局からの説明と、それに対し委員から意見等があった。

【 質疑及び意見の概要等 】

1 平成 26 年度香川県後期高齢者医療事業の状況報告について

(委 員) 資料 1 の 15 ページの中で、健康診査の受診状況が平成 26 年度に大幅に伸びています。これはなぜですか。

(事務局) 資料の注釈にもありますが、平成 26 年度から、受診者数に人間ドック受診者も加算されているためです。

(委 員) 資料 1 の 17 ページの平成 26 年度市町の長寿・健康増進事業の実施状況において、三木町の実績がありませんが、どうしてでしょうか。

(事務局) 平成 26・27 年と実績のない理由はわかりませんが、平成 28 年度より三木町も人間ドックの助成を行う予定になっております。

(委 員) 資料 1 の 19 ページのジェネリック医療品の使用率は 13.5% になっていますが、全国平均はどうなっていますか。

(事務局) 国は、ジェネリック医薬品に切り替える目標を 6 割としています。ここでの 13.5% という数字とは異なるものです。この使用率での全国平均はわかりません。

(委 員) 資料 1 の 10 ページ疾病分類別医療費割合で愛媛県の総数の費用額が少ないと思いますがどうでしょうか。

(事務局) この資料につきましては、厚生労働省の HP 資料をそのまま使用しています。再度確認させていただき、わかり次第お伝えします。

(委 員) 資料 1 の 6 ページ療養費等の内訳の項目に一般診療とあるのですが、これは何でしょうか。

(事務局) お配りしました「医療制度のごあんない」の 17 ページにも載っていますが、被保険者がやむを得ず保険証を持たず病院を受診し、全額自己負担したものに対して、後から支払うものです。

(委員) 医師診断の一般診療が療養費の中にあるのに違和感があるのですが。

(事務局) 制度上、一般診療は療養費に入っています。

(委員) 資料のジェネリック医薬品使用促進のお知らせで、効果の大きなものを見本として配布していますが、場合によっては、ジェネリック医薬品の方が高くなってしまいうケースもあるので一概にジェネリックばかりもいかなものかと思います。

(事務局) はい。

(委員) 自動車事故の第三者行為がありますが、求償率はどのくらいになっていますか。

(事務局) 求償率はでていないのですが、年間の求償件数は平成 24 年 174 件、平成 25 年 221 件、平成 26 年 238 件です。

(委員) 自動車事故で病院にかかる場合で、第三者行為にしない、自動車保険を使わないで受診する患者がいます。

(事務局) 国保連合会と業務委託し交通事故と疑われるレセプトを点検し、本人に確認するようにしています。

(委員) レセプトからでは難しいケースもあります。それよりも被保険者自身が理解していないことが多いので、そのようなことがないよう知らせる必要があるのではないかと。

(事務局) 今後、啓発にも努めていきたいと思えます。

(委員) 資料 1 の 6 ページの年度別療養費等の内訳の中で、あんまやはり・きゅうの支給額がどんどん膨らんでいます。あんまやはり・きゅう、柔整について、ケガをしていない人でもそういった施術を受けれるということをよく聞きますが、どうなのでしょう。

(委員) 柔整については、整形外科に行った後、施術を受けることができます。あんまやはりきゅうについては医師の同意書が必要です。つまり、医師の診断において、ケガのある患者のみ施術を受けることができます。医師にかかることなしで施術を受けることは不正請求になります。

(事務局) そういった情報提供があった場合、事実確認をしています。また、

厚生支局に連絡し、個別指導を依頼するようにしています。一方、今年度から療養費の2次点検を実施し、さらなる適正化に取り組んでいます。

(委員) 医療費通知は、効果があると思うのですが、送っていますか。

(事務局) はい。今年度から送っています。

(委員) 資料1の4ページにある不正請求について、今後どうなるのか。

(事務局) 麻田総合病院の不正請求事案につきましては、国が8割を補てんしてくれるようになりました。残りの2割につきましても今後少しでも債権が回収できるように努力します。

## 2 平成27年度香川県後期高齢者医療新規保健事業について

(委員) 資料2の医療機関の適正受診等に関する周知啓発事業の中には療養費に関するあんまやはり・きゅうといったものも入れてください。

(事務局) はい。入れております。

(委員) 資料2の歯科健康診査事業を受けられるのは、新たに75歳になった被保険者を対象としているのですね。

(事務局) はい。毎年75歳になられた方です。

(委員) その趣旨を教えてください。

(事務局) 毎年75歳になられた方に現状の口腔内の状態を確認していただくものです。

(委員) そういった趣旨が被保険者にわかるように書かれた通知書が良いのではないのでしょうか。

(事務局) わかりました。

## 3 平成28・29年度における保険料率について

(委員) 次の懇話会で試算表を提示してくれるのでしょうか。

(事務局) その予定です。保険料につきましては、香川県と相談しながら算定していくことになっております。次回の懇話会で御意見をいただくこととなります。

4 香川県後期高齢者医療広域連合における個人情報保護の対策について

(委員) このマイナンバー制度で広域連合はどのようなメリットがあるのか教えてください。

(事務局) 県内各市町の転入転出の確認が容易になります。また、将来的には医療情報、税情報も確認できるようになり、保険証としても利用できる予定です。

(委員) 広域連合のマイナンバーの登録はどうなるのか。

(事務局) 各市町をそのまま広域連合で利用するようになります。

(委員) 資料4の中の個人情報保護対策は各市町の窓口でも行われていいますか。

(事務局) はい。

5 その他

(事務局) 資料の訂正がたくさんありますので、改めて再度郵送します。また、次回の懇話会の開催時期ですが、保険料の算定のこともありますので、来年1月の中旬から下旬を予定しております。